

税務情報システム研修会(相続税・財産評価編)

平成29年9月26日、近畿兵庫会研修室にて平成29年度税務情報システム研修会(相続税・財産評価編)が開催されました。TKC近畿兵庫会東播支部の副嶋芳幸先生より、改正点や実務上の注意事項をご説明いただきました。



副嶋芳幸先生
(近畿兵庫会 東播支部)

今年の相続税改正で特にポイントとなるのは以下の5点です。研修では税制改正とシステムの対応について、また昨年から提供された「蔭地計算オプション」の操作説明を実施いたしました。

1. 資産税関連の主な税制改正・通達改正等の内容

- (1) **非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し** (事業承継促進の為、各種制度の整備が行われた)
- (2) 相続税及び贈与税の納税義務者の範囲の見直し (租税回避防止の為、国内住所なし期間が5 10年に延長)
- (3) 相続税の物納に充てられる財産の順位の見直し(従来の国債及び不動産等と並び、株式、社債、投信が第一順位に)
- (4) **取引相場のない株式の評価の見直し**

比準要素の比重の見直しについては、全体として株価自体は評価減になるものとして予想されていますが、改正前と比較すると利益金額の株価に与える影響は縮減される一方で、簿価純資産価額が大きい傾向になる会社や社歴の長い会社、そして配当金を恒常的に配当している会社にあつては、株価が上昇する傾向になります。実務対応には注意が必要です。

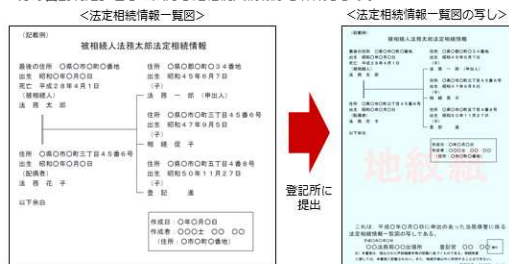
- (5) **広大地の評価の改正**
(地積規模の大きな宅地の評価の新設)

広大地の評価について、従来の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状、面積に基づき評価する方法に改正されるとともに適用要件が明確化されます。この改正は平成30年1月1日以後の財産評価から適用されます。

2. TKCシステム対応

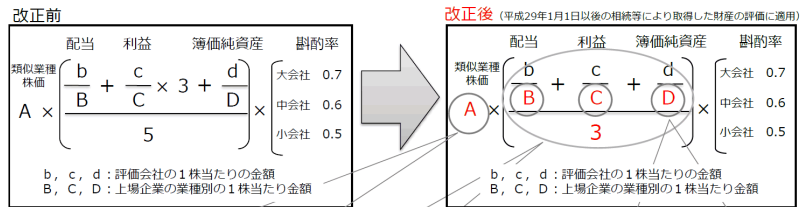
- (1) 「法定相続情報証明制度」への対応

- ①メニュー「153 相続分・遺留分確認表の印刷」から、「法定相続情報証明制度」にある「法定相続情報一覧図」を印刷できるようにしました。
- ②「法定相続情報一覧図」は、メニュー「151 相続人情報入力・相続分の確認」で「相続分の自動判定」として入力した相続人情報から作成します。



- (2) 「二次相続税の試算」の構成の見直し
- (3) 相談者への説明のための帳表追加(TPS8200)

(参考)類似業種比準方式による株価の算出方法



- ① 類似業種株価 (A) について、2年間平均を選択可能に
上場企業株価の上昇局面における急激な変動を平準化。
- ② 比準要素 (B, C, D) について、連結会計上の数字に見直し
上場企業の子会社を含めたグローバル経営を反映した評価に見直し。
- ③ 比準要素 (B, C, D) のウエイトを「1:1:1」に見直し
「利益3倍」の見直しにより、成長・好業績企業の負担を軽減。
- ④ 会社規模の判定基準の見直し (詳細は次ページ参照)
併用方式の類似業種の割合 (L) が高まることで、時価純資産 (含み益) が重い中会社の株価を抑える効果あり。
(参考) 併用方式の場合の算定式
株価 = 類似業種比準価額 × L + 一株当たりの純資産価額 × (1 - L)
の値 大会社: L=1 中会社: L=0.9~0.6 小会社: L=0.5

(参考)会社規模の判定基準の見直し

- 従業員数100人以上の会社は大会社 → 従業員数70人以上の会社は大会社
- 従業員数100人未満の会社は以下のとおり → 従業員数70人未満の会社は以下のとおり

総資産価額 (帳簿価額)			従業員数	年間の取引額			会社規模の区分	併用方式の値	割引率
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	小売・サービス業以外			
20億円→20億円以上	10億円→15億円以上	10億円→15億円以上	50人超→35人超	80億円→30億円以上	20億円→20億円以上	20億円→15億円以上	大会社	-	0.7
14億円→4億円	7億円→5億円以上	7億円→5億円以上	50人超→35人超	50億円→7億円以上	12億円→5億円以上	14億円→4億円以上	中会社	0.9	0.6
7億円→2億円以上	4億円→2.5億円以上	4億円→2.5億円以上	30人超→20人超 35人以下	25億円→3.5億円以上	6億円→2.5億円以上	7億円→2億円以上			
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超 20人以下	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	小会社	0.6	0.5
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満			

(4)相続税の納税義務者の見直し

- ①税法エキスパートチェックでの納税義務者の表示のうち「制限納税義務者」について、「居住制限納税義務者」と「非居住制限納税義務者」に区分して表示するようにしました。



3. 詳細は...

オンデマンド研修をご確認ください! 税制改正やシステム機能強化を詳細解説します。視聴後、アンケート入力により、生涯研修時間に6時間参入できます。

視聴料金: 3,240円(税込)
ProFIT-研修視聴・受講申込みから受講可能です。